

---

学校における働き方改革の

# 取り組み手引

【平成31年1月改訂版】

---

教員の働き方改革プロジェクトチーム

(山形県教育委員会)

## 改訂版策定にあたって

山形県教育委員会では、教育庁内に設置した「教員の働き方改革プロジェクトチーム」が各課横断的な議論を進めるとともに、各校種校長会、市町村教育委員会からのご意見をいただきながら「学校における働き方改革の取組み手引」を策定し、平成30年4月、本取組み手引の周知を図るとともに、教員の働き方について、業務削減等につながる効果的な取組み事例を各学校で共有し活用を図ってきた。

平成30年9月、学校における働き方改革の具体的な取組みについて各学校に報告を依頼し、県内各校から計784件の取組事例の報告をいただいた。

一方、国では平成31年1月25日に、中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を公表し、学校及び教師が担う業務を明確にするなど、学校における働き方改革の実現に向けた方向性を示している。

また、文部科学省から勤務時間管理に関し、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、この中で、「超勤4項目」以外の時間外勤務も含めて「在校等時間」として外形的に把握し、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限の目安時間として、1か月の合計が45時間を超えないようにすること等が示されている。

これらのことを踏まえて、本取組み手引に、参考となる新たな好事例等について追加し、改訂版を策定した。

学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合う時間を十分確保し、教職員が日々の生活や人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう必要な取組みを推進していきたい。

学校独自の取組みを含め、数多くの事例を報告いただき、心から感謝申し上げる次第である。

平成31年1月

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会  
教員の働き方改革プロジェクトチーム

## ＜主な改訂内容＞

県内 391 校から報告のあった計 784 件の取組事例を分析し、参考にしたとの報告が多かった事例を整理し強調するとともに、新たな事例について、各章に追加掲載し改訂を図った。これにより、第 2 章 (P19～42) 及び第 3 章 (P43～54) の事例が改定前の手引より豊富になり厚みが増した。なお、その事例が一目でわかるように下の表のように整理したので活用願いたい。

さらに、第 4 章 (P55～78) を新たに設け、報告いただいた事例の中から取り組みやすい視点で集約し、好事例として掲載するとともに、その取組みのプロセスも参照できるように便宜を図る構成にした。

| 章・節        | 項 目                           | ページ及び事例番号                           |  |
|------------|-------------------------------|-------------------------------------|--|
|            |                               | 参考報告多数の事例<br>(報告 10 件以上)            | 追加した新たな事例  |
| 第 2 章第 1 節 | 1 日常的な業務の改善                   | P21 1-110                           | P22 1-112<br>P22 1-113                           |
|            | 2 各種行事に係る業務の改善                | P23 1-201                           | P23 1-204  |
|            | 4 事務的業務の改善                    |                                     | P25 1-407<br>P25 1-408                           |
| 第 2 章第 2 節 | 1 児童生徒の学習活動、学級活動に係る日常業務の改善    |                                     | P27 2-104  |
|            | 2 職員会議に係る業務の改善                | P28 2-201<br>P28 2-202<br>P28 2-204 | P29 2-205<br>P29 2-206                           |
|            | 3 小会議、打合せ等に係る業務の改善            | P30 2-304                           | P31 2-305  |
|            | 5 児童生徒の活動支援に係る業務の改善           |                                     | P32 2-503<br>P32 2-504                           |
|            | 6 保護者、地域住民への対応に係る業務の改善        |                                     | P33 2-602<br>P33 2-603<br>P33 2-604              |
|            | 7 部活動に係る業務の改善                 |                                     | P35 2-707  |
| 第 2 章第 3 節 | 1 PTA との連携、PTA 行事等に係る業務の改善    | P36 3-101                           |  |
|            | 2 地域行事、地域連携に係る業務の改善           |                                     | P37 3-204  |
| 第 2 章第 4 節 | 1 スクール・サポート・スタッフ、校務補助員の配置     |                                     | P38 4-101<br>P38 4-102<br>P38 4-103              |
|            | 2 部活動指導員の配置                   |                                     | P39 4-201<br>P39 4-202<br>P39 4-203<br>P39 4-204 |
|            | 3 タイムレコーダー、留守番電話の設置           |                                     | P40 4-301<br>P40 4-302<br>P40 4-304              |
|            | 4 校務支援システム、一斉メールシステムの導入       |                                     | P41 4-401<br>P41 4-404                           |
| 第 3 章      | 1 勤務時間管理に係る取組みで効果のあった事例       | P44 5-102<br>P44 5-104              | P46 5-115  |
|            | 2 定時退校日に係る取組みで効果のあった事例        | P47 5-201                           |  |
|            | 3 学校閉庁日、休暇の取得促進に係る取組で効果のあった事例 |                                     | P48 5-301<br>P48 5-302<br>P49 5-308              |
|            | 4 その他の取組みで効果のあった事例            |                                     | P54 5-517<br>P54 5-518                           |

## はじめに

本県では、平成 24 年 3 月に『「教師のゆとり創造の取組み指針」～教師と子どもが向き合う教育の推進をめざして～』を策定し、「子どもと向き合う教育（授業、教育相談、生徒指導、進路指導等）を充実するために教師のゆとり（時間的ゆとり、精神的なゆとり）を創造する」ことをねらいにして、教師のゆとり創造に取り組んできた。

これまで、各学校の実態に応じて取組みを進め、一定の成果は見られるものの、多忙化の解消には至っておらず、時間外勤務については高止まり状態である。

### ◇ 政府の取組み

平成 29 年 6 月、内閣総理大臣の諮問機関である教育再生実行会議が、その第十次提言において、「教師の業務負担の軽減は喫緊の課題」とし、「教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革を実質的にかつ着実に実行すること」を求めている。また、同年 6 月、中央教育審議会では、文部科学省からの諮問を受け、学校における働き方改革に関する総合的な方策について検討を進めており、中央教育審議会の特別部会では、同年 8 月に、学校における働き方改革に係る緊急提言、12 月に中間まとめを行った。

文部科学省では、平成 30 年度に「働き方改革」の関連事業を予算化するとともに、スポーツ庁では、平成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を示している。

### ◇ 本県教育委員会の取組み

教員の多忙化解消は喫緊の課題であると認識し、本県教育委員会では、平成 29 年 4 月、教員の業務削減・見直しに向けた課題の検討を行う「教員の働き方改革プロジェクトチーム」を教育庁内に設置し、各課横断的な議論を進めてきた。

プロジェクトチームでは、各校種の校長会や各市町村教育委員会から現状と課題について意見を聴取するとともに、小・中学校、特別支援学校、高等学校の教頭と教諭、養護教諭及び部活動顧問が担う様々な業務としてのべ約 530 項目を挙げ、業務態様ごとに仕分けし、それぞれについて、対応の方向性を検討した。

対応の方向性については、概ね次の 4 つの方策を示している。

- ① 個々の教員が改善意識を持ち、校務分掌、教科、学年、部活動等において教員相互の協力により業務を平準化・効率化するとともに、組織的な対応により負担軽減を図る。
- ② 校長の学校マネジメントにより、業務の負担軽減を図る。
- ③ 外部の協力を得ることにより、教員の働き方の改善を図る。
- ④ 予算措置により、教員の働き方の改善を図る。

本書は、各学校や市町村教育委員会における「取組みのための地図」として活用していただけるよう、第1章で、個々の業務ごとに対応の方向性を示し、第2章では、それぞれの方向性について、先行事例の中から効果のあった事例を提示した。第3章では、教育委員会及び校長による勤務管理・健康管理で効果のあった具体的な取組み事例について、第4章では、平成30年度に各学校で実践した取組みを集約し、参考となる主な事例を提示している。

特に、第3章の教職員の勤務時間の管理については、これまで行ってきた出退勤時刻の把握の徹底を図るとともに、教職員一人ひとりの働き方の状況に応じた適正な対応に努められるよう、具体的な事例を活用願いたい。

今後、県内外の効果的な事例を集積し、本書に随時追加していくとともに、国の動向や、中央教育審議会、都道府県教育委員会教育長協議会などの提言を踏まえ、県教育委員会として取組んでいく施策について、その進め方を示していく予定である。

本書は、このような主旨で作成したものであり、働き方改革を進めていく上での「手引」となることを期待するものである。平成24年に策定した「ゆとり創造の取組み指針」を補完する形で活用願いたい。

平成30年4月

山形県教育委員会  
教育長 廣瀬 渉

山形県教育委員会  
教員の働き方改革プロジェクトチーム

# <本書の構成>

## 第1章 業務態様別の分類と対応の方向性

- 第1節 児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務
- 第2節 各種会議・各種相談・打合せに係る業務
  - 1 校内の会議
  - 2 特別支援に係る巡回相談
  - 3 校内の小会議・打合せ・教育実習等
  - 4 各種団体（PTA、後援会、同窓会、地域団体等）の会議
- 第3節 各種研修会に係る業務
  - 1 外部研修会（教科、校務分掌等）への対応
  - 2 校内研修会（学習、生徒指導、進路、校内倫理委員会等）への対応
- 第4節 日常の定型的な業務
  - 1 印刷等の業務
  - 2 学習環境の整備
  - 3 各種統計・事務的業務
- 第5節 進路指導の支援業務
- 第6節 児童生徒の活動支援に係る業務
  - 1 児童生徒の教育課程外における諸活動
  - 2 各種行事等
- 第7節 児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務
- 第8節 校地内巡回・安全指導に係る業務
- 第9節 学校管理・運営に係る業務
  - 1 学校運営全般に係る外部対応業務
  - 2 学校運営全般に係る内部業務
  - 3 教務関係の業務
  - 4 保健関係の業務
  - 5 特別支援学校への就学と特別支援に係る教育相談
  - 6 文書等の管理
- 第10節 部活動に係る業務
  - 1 日常の活動
  - 2 大会参加・休日の活動
  - 3 保護者への対応
  - 4 事務・会計
  - 5 各種外郭団体対応

## **第2章 対応の方向性ごとの分類と具体的方策**

### **第1節 個々の教員が改善意識を持ち、業務の平準化・効率化、組織的な対応により負担の軽減に効果のあった事例**

- 1 日常的な業務の改善
- 2 各種行事に係る業務の改善
- 3 児童生徒・保護者対応業務の改善
- 4 事務的業務の改善
- 5 職員室等の環境の改善

### **第2節 校長による学校マネジメントにより、教員の負担の軽減に効果のあった事例**

- 1 児童生徒の学習活動、学級活動に係る日常業務の改善
- 2 職員会議に係る業務の改善
- 3 小会議、打合せ等に係る業務の改善
- 4 各種研修会に係る業務の改善
- 5 児童生徒の活動支援に係る業務の改善
- 6 保護者、地域住民への対応に係る業務の改善
- 7 部活動に係る業務の改善

### **第3節 外部の協力を得ることにより、教員の働き方に改善が見られた事例**

- 1 P T Aとの連携、P T A行事等に係る業務の改善
- 2 地域行事、地域連携に係る業務の改善

### **第4節 予算措置により、教員の働き方に改善が見られた事例**

- 1 スクール・サポート・スタッフ、校務補助員の配置
- 2 部活動指導員の配置
- 3 タイムレコーダー、留守番電話の設置
- 4 校務支援システム、一斉メールシステムの導入

### 第3章 教育委員会及び校長の勤務管理等における具体的方策

- 1 勤務時間管理に係る取組みで効果のあった事例
- 2 定時退校日に係る取組みで効果のあった事例
- 3 学校閉庁日、休暇の取得促進に係る取組みで効果のあった事例
- 4 環境改善、教職員の健康管理に係る取組みで効果のあった事例
- 5 その他の取組みで効果のあった事例

### 第4章 学校における働き方改革取組み事例まとめ

- 1 事例まとめ（主な取組み事例）
- 2 事例まとめ（参考にした事例）
- 3 実践例
  - (1)校務支援システムの導入
  - (2)教材研究時間確保
  - (3)一斉メールシステムの導入
  - (4)タイムレコーダーの導入
  - (5)学校閉庁日の設定
  - (6)グループウェアの導入
  - (7)定時退校日の活用
  - (8)その他の取組み

### 資料編

- 1 「教師のゆとり創造の取組み指針」（抜粋）（平成24年3月）
- 2 スクール・サポート・スタッフの配置事業
- 3 部活動指導員の配置事業
- 4 山形県における部活動の在り方に関する方針（概要版）
- 5 教員の働き方改革プロジェクトチームについて
- 6 都道府県・政令指定都市教育委員会のホームページアドレス一覧